

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 渡辺 喜平 様 えて名 〒101-0041 日本国東京都千代田区神田須田町一丁目26番 芝 信神田ビル3階	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 02.08.2011	

出願人又は代理人 の書類記号 IDK-1068-PCT	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
--------------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2011/003721	国際出願日 (日.月.年) 29.06.2011	優先日 (日.月.年) 30.06.2010
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C07D239/26(2006.01)i, C09K11/06(2006.01)i, H01L51/50(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)  
 出光興産株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き  
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日  
 22.07.2011

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 植原 克典 電話番号 03-3581-1101 内線 3492	4 P	9840
---	--	-----	------

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a. 提出手段
    - 紙形式
    - 電子形式
  - b. 提出時期
    - 出願時の国際出願に含まれていたもの
    - この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
    - 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

## 1. 見解

新規性 (N)	請求項	<u>4-6</u>	有
	請求項	<u>1-3、7-15</u>	無
進歩性 (IS)	請求項	<u>4-6</u>	有
	請求項	<u>1-3、7-15</u>	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	<u>1-15</u>	有
	請求項		無

## 2. 文献及び説明

文献1 : JP 02-052360 A (Fujitsu Ltd.) 1990.02.21  
 文献2 : JP 04-304465 A (Fuji Electric Co.) 1992.10.27  
 文献3 : JP 07-011246 A (Fuji Electric Co Ltd) 1995.01.13  
 文献4 : Journal fuer Praktische Chemie/Chemiker-Zeitung, 1996, 338(5), pp. 451-459  
 文献5 : Journal of Materials Chemistry, 2006, 16(9), pp. 850-857  
 文献6 : Journal of Materials Chemistry, 2007, 17(10), pp. 955-964  
 文献7 : KR 10-2010-075079 A (Cheil Industries, Inc.) 2010.07.02

請求項1-3、7-15について

請求項1-3、7-15に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-7から新規性、進歩性を有しない。

文献1のNo. 10の化合物、文献2の化学式I-63、I-65、II-65、II-66の化合物など、文献3の式(I-2)、(I-3)の化合物など、文献4の12b、12Cの化合物など、文献5の化合物13、文献6のジアミン6、及び、文献7の化学式35、37の化合物などは、請求項1の式(1)で表される芳香族アミン誘導体と同一であり、文献3、文献7には、上記記載の化合物が有機エレクトロルミネッセンス素子として有用であることが記載されている。

また、文献1、2及び4-6に記載された上記化合物は、文献3、7に記載された化合物と同様にトリアリールアミン構造を有することから、当該構造の類似性を基に、それら化合物を有機エレクトロルミネッセンス素子として使用することは当業者が容易に想到することである。

請求項4-6について

請求項4-6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3、5及び7に対して新規性、進歩性を有する。文献1-3、5及び7には、請求項1の式(2)で表される構造を、NとNを結合する部分(例えば、請求項4の式(6)のL11など)に有する化合物は記載されているが、Nに結合する側鎖部分(例えば、請求項4の式(6)のAr4-Ar7など)に有する化合物は、記載も示唆もされていない。

## 第VI欄 ある種の引用文献

## 1. ある種の公表された文書(PCT規則43の2.1及び70.10)

<u>出願番号 特許番号</u>	<u>公知日 (日. 月. 年)</u>	<u>出願日 (日. 月. 年)</u>	<u>優先日 (有効な優先権の主張) (日. 月. 年)</u>
WO 2010/110553 A2 「EX」	30. 09. 2010	18. 03. 2010	23. 03. 2009
WO 2010/131930 A2 「EX」	18. 11. 2010	14. 05. 2010	15. 05. 2009
WO 2010/151083 A2 「EX」	29. 12. 2010	25. 06. 2010	25. 06. 2009
WO 2011/055912 A1 「EX」	12. 05. 2011	05. 10. 2010	04. 11. 2009

## 2. 書面による開示以外の開示(PCT規則43の2.1及び70.9)

<u>書面による開示以外の開示の種類</u>	<u>書面による開示以外の開示の日付 (日. 月. 年)</u>	<u>書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付 (日. 月. 年)</u>

## 第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求項1－9に記載の式(1)、(6)－(9)で表される芳香族アミン誘導体は、非常に多数の化合物を包含している。しかしながら、PCT第5条の意味において開示されているのは、クレームされた化合物のごくわずかな部分にすぎず、PCT第6条の意味で十分に裏付けられていない。

よって、明細書に開示され、裏付けられている部分、すなわち、Nに直結する置換基がベンゼン環又はベンゼン環と縮合した環のものについて見解した。